

別表(第8条関係)

(1) 普通使用料

その1

施設の名称		団体使用料															個人使用料				
		アマチュアスポーツに利用する場合									アマチュアスポーツ以外で、営利又は宣伝を目的としない催物に利用する場合						高校生以下	一般			
		入場料を徴収しない場合						入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合							
		高校生以下			一般			午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間		
		8時30分～12時	12時～17時	17時～21時	8時30分～12時	12時～17時	17時～21時													8時30分～12時	12時～17時
霞ヶ浦文化体育会館	大体育室	円 3,710	円 4,815	円 4,815	円 7,390	円 9,620	円 9,620	入場料を徴収しない場合の一般の使用料に6を乗じて得た額とする。						円 18,170	円 24,580	円 24,580	入場料を徴収しない場合の使用料に6を乗じて得た額とする。			円 2時間まで 1人につき 130	円 2時間まで 1人につき 285
	小体育室	1,390	1,925	1,925	2,775	3,840	3,840	5,350	8,550	8,550											
	第1会議室	1,620	1,980	2,120	1,620	1,980	2,120	1,620	1,980	2,120							入場料を徴収しない場合の団体使用料に同じ。				
	第2会議室	805	1,040	1,435	805	1,040	1,435	805	1,040	1,435											
	和室	1,620	1,980	2,120	1,620	1,980	2,120	1,620	1,980	2,120											
	視聴覚室	2,885	3,640	3,725	2,885	3,640	3,725	2,885	3,640	3,725											
	展示ホール	2,795	3,535	3,640	2,795	3,535	3,640	2,795	3,535	3,640											

備考

- 1 利用時間がこの表の区分時間に満たない場合であっても、時間割計算は行わない。
- 2 団体使用料の適用を受ける団体は、その人数が20人以上の団体とする。ただし、その人数が20人に満たない場合であっても施設を占有する場合は、団体使用料を適用する。
- 3 団体使用料の適用を受ける場合において、やむを得ない事由により利用時間を超えた場合の使用料は、1時間(1時間未満の場合は、1時間とする。)につき、当該区分の額の1時間相当額とする。
- 4 団体使用料の適用を受ける場合において、大体育室の床面積の3分の1、2分の1又は3分の2を利用する場合の使用料は、当該区分の額に3分の1、2分の1又は3分の2を乗じて得た額とする。この場合において、5円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときはこれを5円とする。

- 5 営利、宣伝その他これらに類する目的に利用する場合の使用料は、「アマチュアスポーツ以外で、営利又は宣伝を目的としない催物に利用する場合」の「入場料を徴収する場合」の使用料を適用する。ただし、大体育室を利用する場合で、入場料を徴収するときの当該施設の使用料は、時間区分にかかわらず、当該入場料の最高料金の100人分の額(その額が50万円に満たないときは、50万円)とする。
- 6 「入場料を徴収する場合」とは、入場料又は料金を徴収する会員券、整理券その他これらに類する料金を徴収する場合をいう。
- 7 個人使用料は、第8条第3項各号に掲げる回数券を用いて納入することができる。

その2

施設の名称		団体使用料		個人使用料	
		高校生以下	一般	高校生以下	一般
霞ヶ浦文化体育会館	トレーニング室	2時間につき 1,300円	2時間につき 2,850円	2時間までごとに1 人につき 130円	2時間までごと に1人につき 285円
	軽体育室				

備考

- 1 利用時間がこの表の区分時間に満たない場合であっても、時間割計算は行わない。
- 2 施設を占有する場合は、利用人数にかかわらず、団体使用料を適用する。
- 3 団体使用料の適用を受ける場合において、やむを得ない事由により利用時間を超えた場合の使用料は、1時間(1時間未満の場合は、1時間とする。)につき、当該区分の額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 4 個人使用料は、第8条第3項各号に掲げる回数券を用いて納入することができる。

(2) 附属設備等使用料

その1

種別	使用料
放送装置	一式1回につき 3,650円
電光掲示板	一対1回につき 3,650円
オーバーヘッドプロジェクター(O. H. P)	一式1回につき 2,465円
バレーボールコートマット	一式1日につき 122,820円
仮設スタンド	1基1日につき 12,840円
持込機器に係る電気料金	1キロワット1日につき 150円

備考

- 1 「1回」とは、(1)普通使用料の表その1に掲げる午前、午後又は夜間の各1回をいう。
- 2 持込機器に係る電気料金は、その消費電力に1キロワット未満の端数があるときは、これを1キロワットとする。

その2

種別	施設の名称			使用料(1時間につき)
冷暖房設備	霞ヶ浦文化 体育会館	大体育室	アリーナ	円 1,300
			観客席	1,300
			ステージ	200
			ミーティング室	160
			控室	140
		小体育室	1,700	

備考

- 1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。
- 2 アリーナの床面積の3分の2を利用する場合の使用料はアリーナの使用料の額と同額とし、2分の1又は3分の1を利用する場合の使用料はアリーナの使用料の額に2分の1を乗じて得た額とする。

その3

種別	施設の名称		利用する床面積の区分	使用料(1時間につき)				
				全点灯の場合	3分の2点灯の場合	2分の1点灯の場合	3分の1点灯の場合	
照明設備	霞ヶ浦文化体育会館	大体育室	アリーナ	全面	円 440	円 300	円 220	円 150
				3分の2	300	200	150	100
				2分の1	220	150	110	75
				3分の1	150	100	75	50
		ステージ		一列につき 10				
	小体育室		80		40			

備考

- 1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。
- 2 「全点灯の場合」とは、利用する床面積の区分に対応する照明設備の全部を点灯して利用する場合をいう。
- 3 「3分の2点灯の場合」とは、利用する床面積の区分に対応する照明設備の3分の2を点灯して利用する場合をいう。
- 4 「2分の1点灯の場合」とは、利用する床面積の区分に対応する照明設備の2分の1を点灯して利用する場合をいう。
- 5 「3分の1点灯の場合」とは、利用する床面積の区分に対応する照明設備の3分の1を点灯して利用する場合をいう。